

# 合併したらどうなるの？

現在、釧路市・釧路町・阿寒町・鶴居村・白糠町・音別町の6市町村による合併協議が進められております。今回は合併協議会で調整中の合併基本4項目と行政制度の調整状況および4月に実施した住民意向調査の結果についてお知らせします。

## いつ、どんなふうに合併するの？

## 合併したら行政サービスはどう変わるの？

合併協議における基本的な4項目についての協議会事務局案が、6月13日開催の「新市建設構想小委員会」に提示されました。この中で「新市の名称」については、決定の時期や方法を含めて論議されていて、最終的には「合併協議会」で決定されることになります。

### ★合併基本4項目事務局案★

- ①合併の方式・・6市町村が対等の立場で協議を進めており、合併方式も対等を基本とした「新設合併」
- ②合併の時期・・合併特例法の期限となっている「平成17年3月末」まで
- ③新市の名称・・「釧路」という言葉がこの地域を包括した地名であり、知名度もあることから「釧路市」とする
- ④新市の事務所の位置・・当面、釧路市の現庁舎」とする

## 第4回

### 釧路地域6市町村合併協議会

を開催します

日時●7月7日(月)午後1時30分～  
会場●釧路パシフィックホテル  
2階 白鳳の間

協議会はどなたでも傍聴することができます。

問合先●釧路地域6市町村合併協議会(☎31-8580)



※(変)のマークがついているのが合併により釧路市の現状から変わるものであります。

## 各種料金・手数料

- ・水道料金＝【調整中】
- ・下水道使用料＝【調整中】
- ・下水道受益者負担金＝負担区ごとに計算されるため現行どおり

### (変)し尿処理手数料＝現在の1リットル当たり5円とほぼ同額の4～5円となります

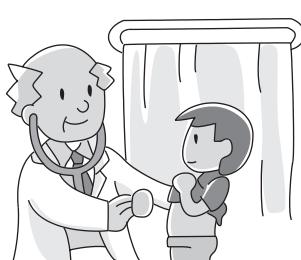
### ・戸籍住民窓口手数料＝【調整中】

- ・火葬場使用料＝釧路市の額に統一
- ・市営住宅の家賃＝算定基準の変更により増額になる場合がありますが、据え置き措置により現在の家賃より高くなることはありません

- ・道路占有料＝政令の基準どおり釧路市の額に統一

## 税金

- ・個人市民税＝現行どおり(町村の均等割額は合併5年後に年額5百円増)
- ・法人市民税＝現行どおり(合併後3年程度をかけて釧路市を含む5市町村の税率に統一)
- ・固定資産税＝同一制度のため現行どおり
- ・入湯税＝温泉の利用に対する税)＝阿寒町の税額を採用。釧路市の日帰り入浴分が40円高くなります



## 保健・医療

- ・老人医療費助成制度＝北海道の基準どおりの釧路市は変わりません
- ・乳幼児医療費助成＝当面、現行制度を継続
- ・乳幼児健康診査・予防接種＝合併後1年かけて調整

# 特集!! 市町

## 国保・介護保険

記載されている「合併基本4項目」や「行政制度の調整状況」はあくまでも途中経過であり、決定事項ではありません。

- ④高齢者・障害者福祉
- ⑤重度障害者交通費助成 || 現在の年間9千4百円のタクシーや券助成から年間1万2千円の助成へ変更（タクシー、バス、自家用車（ガソリン）の利用助成を選択可能）
- ⑥人工透析通院費補助 || 現行どおり
- ⑦配食サービス || 自己負担額が5百円から3百円に変更
- ⑧敬老祝い金 || 【調整中】



- ⑨国民健康保険料 || 【調整中】
- ⑩出産育児一時金 || 同一制度のため現行どおり
- ⑪葬祭費 || 鋸路市の額に統一
- ⑫健康診査助成（脳ドック、短期人間ドック） || 繼続
- ⑬介護保険 || 平成17年度まで現在の保険料・サービスを継続。平成18年度分からについては、新たな介護保険計画の中で検討

## 子育て・教育



- ⑭小中学校の通学区 || 鋸路市と鋸路町が隣接する地区で調整
- ⑮高等学校の学区 || 6市町村がひとつの学区になることが基本（各学校の定員確保については調整中）
- ⑯学園給食費・給食方式（単校センター方式） || 各市町村とも現行どおり

## ●行政制度の調整過程●

### その他サービス等

- ⑰道路整備・公園の維持管理 || 現行どおり
- ⑱除雪 || 現行体制を維持
- ⑲ごみの収集 || 現行どおり
- ⑳資源物の収集 || 多少の調整が図られます
- ㉑町名 || 現行どおり（北斗と鋸路町北都は合併後に検討）
- ㉒都市計画における用途地域 || 現行どおり



調整する行政制度等の項目は全部で1,246項目。そのうち、先行して調整している項目は137項目。

### 生涯学習・住民活動等

- ㉓老人クラブ活動助成金 || 合併後1年をかけて調整
- ㉔まちづくりに関する補助金 || 趣旨を生かしながら、町村の制度と統合
- ㉕祭り、イベント || 現行どおり
- ㉖連合町内会への助成、街路灯補助 || 当面、現行制度を継続し、合併後3年程度をかけて調整
- ㉗奨学金貸付 || 【調整中】
- ㉘遠距離通学への補助制度 || 【調整中】
- ㉙スクールバスの運行 || 現行どおり
- ㉚小中学校の教科書 || 新市で統一して採択
- ㉛図書館の利用 || 【調整中】

### 専門部会

『6市町村の関係課長で組織』専門的協議および調整案づくり

提案するための協議・調整

幹事会  
『6市町村の助役、総務・企画の部長または課長で組織』

提案された調整案の審議  
専門部会の調整案を小委員会へ

提案  
再検討

報告  
再検討

小委員会  
『合併協議会委員で組織』

提案  
再検討

合併協議会  
『6市町村選出の委員』

報告された調整案の審議・最終決定